

はるひ野町内会 自主防災組織に関する規約

第1条 この組織は、はるひ野町内会自主防災組織(以下「本組織」という。)と称する。

第2条 本組織の運営・活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は「はるひ野町内会事務所」とする。
- (2) 災害時は「はるひ野町内会事務所」並び「はるひ野小中学校避難所の災害対策本部」とする。

第3条 本組織は、はるひ野町内会住民の隣保協同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。そのため、具体的に以下を目標に掲げる。

- (1) 自助・共助(隣助)啓発活動と「地震等」発生時の初動対応活動
- (2) 地域防災組織連携関係の形成
- (3) 防災関連資機材の備蓄・管理

第4条 本組織は、前条を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 発災時の初動対応および応急対策に関すること。
- (2) 防災資機材等の整備備蓄に関すること。
- (3) 自主防災に関する啓発に関すること。
- (4) 自主防災に関する訓練に関すること。
- (5) 地域防災に関する危険把握に関すること。
- (6) 行政からの要請による被災者支援に関すること。
- (7) 自主防災の連携に関すること。
- (8) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

第5条 本組織は、はるひ野町内会の町内会員(以下、会員)世帯をもって構成し、自主防災組織推進会議により運営する。

第6条 自主防災組織推進会議は、次の事項を審議し、町内会総会にて承認を得る。

- (1) 本部長、副本部長の任命に関すること。
- (2) 本組織の規約改正に関すること。
- (3) 本組織の事業計画に関すること。
- (4) 本組織の防災計画に関すること。
- (5) 本組織の予算及び決算に関すること。
- (6) その他、自主防災組織推進会議が特に必要と認めたこと。

第7条 自主防災組織推進会議は、平常時は本組織活動の企画・運営を行い、発災時は災害対策活動等の指揮・統括を行う。

2 自主防災組織推進会議は、発災時における被害の防止及び軽減を図るため、事業計画および防災計画を策定し、次事項について定め実施する。

- (1) 本組織における災害対策本部の編成及び任務分担(情報収集、周知伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水など)に関する事。
- (2) 防災資機材等の整備備蓄に関する事。
- (3) 防災・減災・救助・救命等に関する啓発に関する事。
- (4) 防災・減災・救助・救命等に関する訓練に関する事。
- (5) 発災時の被害軽減に資する危険把握に関する事。
- (6) 災害時要援護者避難支援制度に関する事
- (7) 避難所運営支援に関する事。
- (8) 地縁、地域における自主防災の連携に関する事。
- (9) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

第8条 自主防災組織推進会議は、自主防災組織本部長、自主防災組織副本部長、自主防災組織推進委員により開催する。

第9条 自主防災組織本部長は、本組織を代表し、自主防災組織推進会議を総括、指揮する。

2 自主防災組織本部長は、町内会会長若しくは町内会副会長、または選考委員が選出した会員のうちいずれか1名が就くものとし、町内会総会で承認を得るものとする。なお、選考委員は町内会役員会で決定する。

3 本部長に事故等のあるときは、自主防災組織推進会議での推薦・互選により自主防災組織副本部長より本部長代行1名を選任する。

第10条 自主防災組織副本部長は、本部長を補佐し、各災害対策活動を統括指揮する。

2 自主防災組織副本部長は、自主防災組織推進委員および本部長が指名する会員のうちから選任された3名により構成され、各々、自主防災組織推進正委員長、自主防災組織推進副委員長または専任副本部長のいずれか一の役に就くものとし、町内会総会で承認を得るものとする。

第11条 自主防災組織推進委員は、町内会員(自主防災組織員)に対する自助や共助(隣助)に関する啓発、訓練活動に専門的に携わる。また、自主防災組織推進会議の主構成員として自主防災組織活動を実施推進する。

2 自主防災組織推進委員は、自主防災組織員班長、有志、地区長および特命委員により構成する。

(1) 地区長は、自主防災組織員班長、ブロック代表者経験者または集合住宅の理事等経験者で自主防災組織推進会議にて選任し、役員会で承認を得る。

(2) 自主防災組織員班長は、自主防災組織本部長または副本部長が運営会議で選任し、要請する。

(3) 有志は、自主防災組織推進委員への立候補者に対し自主防災組織本部長が選任し、役員会で承認を得る。

(4) 特命委員は、自主防災組織本部長が特命指名し、役員会で承認を得る。

第12条 本部長、副本部長、推進委員の任期は2年とする。ただし、推薦・互選により再任することができるものとする

第13条 本組織の運営に要する経費は、町内会事業予算、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第14条 本規約は、2017年4月22日の町内会総会における承認後、即時施行する。

附則

本規定は、2017年4月22日から施行する。